

## 随意契約理由書

1 案件名称

男女共同参画センター東部館における舞台吊り物更新

2 契約の相手方

株式会社 三精エンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は、男女共同参画センター東部館に設置している舞台吊り物の更新を行うものである。

当該機器については、すべて株式会社三精エンジニアリングが独自の技術で設計・設置したものであり、今回の修繕を実施するにあたっては株式会社三精エンジニアリングを通じてのみ入手可能な純正製品並びに、設計者独自の規格を熟知した知識が必要となる。本修繕は、舞台吊り物の部品を取り替えるものであり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。男女共同参画センター東部館の業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、既設本体との調整が不可欠であること、また施工責任の一元化を図る必要があることから、本工事を遂行できる唯一の企業である同社と契約を締結する。

以上の理由から、地方自治体施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

(電話番号：06-6208-9156)

## 随意契約理由書

1 案件名称

男女共同参画センター東部館における非常用発電機修繕

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社

3 随意契約理由

本工事は、男女共同参画センター東部館に設置している非常用発電機の修繕を行うものである。

当該機器については、ヤンマーエネルギーシステム(株)が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたってはヤンマーエネルギーシステム(株)を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。本修繕は非常用発電機の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。

また、男女共同参画センター東部館の業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

(電話番号：06-6208-9156)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度住民基本台帳ネットワークシステム端末にかかる追加調達端末及び再リース端末の設定に関する業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

住基等システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元であるエヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7339）